

平成 年 月 日

保護者様

東村山市立東村山第六中学校

校長 小林 正隆

## 学校感染症の取り扱いについてのお願い

この度、お子さんが学校感染症にかかったという連絡を受けました。学校感染症は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。出席停止の間は、ご家庭でゆっくり静養してください。主治医の先生から登校の許可がでましたら、下記《登校届》に保護者の方が記入・押印をして担任までお届けください。※インフルエンザにつきましては別の様式になります。

### ▼学校感染症の出席停止基準▼

	病名	出席停止基準
第一種	新型インフルエンザ(H5N1)など	治癒するまで
第二種	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日ぜき	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	

### 登 校 届

東村山市立東村山第六中学校長殿 ※医師から登校する許可が出ましたら、保護者の方がお書きください。

氏 名	年 組 氏名
病 名	(出席停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで)
病 院 名	診察していただいた病(医)院
保護者氏名	印